

福井ものづくりキャンパス教室企画運営業務委託に係る募集要領

1 目的

サンドーム福井に整備された福井ものづくりキャンパスを、ものづくり産業の振興や人材育成の拠点として活用するために、ものづくり企業関係者、職人、学生など幅広い層を対象にしたものづくりに役立つ講座・教室を開催するとともに、施設のPRを行う。

2 企画提案書を募集する委託業務内容

- (1) 事業名：福井ものづくりキャンパス教室企画運営業務
- (2) 実施主体：(公財)ふくい産業支援センター デザイン振興部
- (3) 実施期間：契約締結の日～令和9年2月26日(金)
- (4) 場所：福井のものづくりキャンパス(越前市瓜生町5-1-1)等
- (5) 内容：(詳細は別紙仕様書を参照のこと)

- ① イベント企画：丹南地区の伝統的工芸品を中心に福井県のものづくり産業の魅力を幅広い層に伝えることのできる講座・体験ワークショップを企画すること。
- ② 広報業務：丹南地区の伝統的工芸品を中心に福井県のものづくり産業の魅力や講座・体験ワークショップの告知についてラジオ放送を使って広報すること。
- ③ 運営：広報や講座・体験ワークショップ運営に必要な業務を行うこと。

3 予算限度 委託料 2,420,000円(消費税別)

4 応募方法等について

(1) 応募者の要件

企画提案書を提出することができる者は、次の要件をすべて満たしている者とする。

- ① 企画提案書の提出期日までに受審資格を取得した者であること。
- ② 県内に本社を有する者で、県税に滞納がないこと。
- ③ 福井県競争入札参加資格者名簿に「広告・宣伝類」で登録されている者であること。
- ④ 地方自治法施行令[昭和22年政令第16号]第167条の4に規定する者でないこと。
- ⑤ 受審資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団暴力団員の統制にあるものではないこと。
- ⑦ 受審資格認定の日において、民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て、または破産法の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

(2) 募集要領等の交付

募集要領等については次のとおり交付する。

①交付期間	令和8年7月21日（月）～令和8年7月28日（火） 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時の間
②交付場所	（公財）ふくい産業支援センター ホームページ
③交付資料	1. 福井ものづくりキャンパス教室企画運営業務委託の募集要領および仕様書 2. 申請様式
④交付方法	（公財）ふくい産業支援センターホームページに掲載しているデータをダウンロードすること。 https://www.fisc.jp/

（３）参加申込書の提出

企画提案を行う者は、次により企画提案参加申込書を提出するものとする。

①提出期限	令和8年7月28日（火） 午後5時必着
②提出方法	持参または郵送（郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないように、配達記録が残る書留郵便等を利用して下さい。）
③提出先	〒915-0096 福井県越前市瓜生町5-1-1 サンドーム福井 管理会議棟2F （公財）ふくい産業支援センター デザイン振興部
④提出書類	ア 企画提案参加申込書（別紙様式1） イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し ウ 会社および協同組合については、登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等の届出書の控えの写し エ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し オ 福井県内本社または事業所を有するものについては、県税事務所もしくは嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 カ 応募資格誓約書（別紙様式2-1）、受注実績書（別紙様式2-2）

（４）応募資格審査の結果通知

上記（３）により、参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年7月29日（水）に電子メール等で連絡する。

（５）企画提案書の提出

応募資格要件を満たした者は、次により企画提案書類を提出するものとする。

①提出期間	令和7年8月6日（木） 午後5時必着
②提出方法	持参または郵送（郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないように、配達記録が残る書留郵便等を利用して下さい。）
③提出部数	原稿1部、複写5部
④提出先	〒915-0096 福井県越前市瓜生町5-1-1 サンドーム福井 管理会議棟2F （公財）ふくい産業支援センター デザイン振興部
⑤提出書類	企画提案書（別紙様式4）

5 質問および回答

質問は別紙様式3「募集に関する質問票」により令和8年7月23日（木）午後5時までにデザイン振興部宛て提出すること。（電子メール可）

6 委託先候補者の選定

（1）企画提案書の審査

提出された企画提案書等の内容について、選定委員会（回議）において総合的に審査した上で、委託候補者を1者選定する。

選定委員会（予定） 回議日：令和8年8月7日（金）

（2）審査方法

選定委員会では、下記の評価項目に従い、企画提案書等の内容について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった提案者を委託先候補者に選定する。なお審査内容については公表しない。

評価項目：

①業務内容に関する審査

- ・ 基本的な考え方・コンセプト
- ・ 講座企画、講座内容（企画提案の的確性、実施効果、社会状況の変化に合わせた対応性）
- ・ 広報、周知（広報媒体の具体性、独自の提案性、実施効果）

②事業の実施体制に関する審査

- ・ 運営スケジュール、業務履行の確実性（社会状況等の変化に合わせた対応性、実現性）
- ・ 事業実施体制
- ・ 事業費の妥当性

（3）選定結果

選定結果は、提案者全員に対し書面で通知する。

7 契約の締結

（公財）ふくい産業支援センターは、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合は、（公財）ふくい産業支援センターは委託契約の締結を取り消す場合がある。

- ①委託先候補者として選定されたものが契約締結に応じないとき
- ②財務状況の悪化等により業務履行が確実でない恐れがあるとき
- ③その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

8 再委託

本委託業務の全てを再委託することは認めない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合は、デザイン振興部と協議の上、その承諾を得るものとする。

9 打合せ

本業務を進めるにあたっては、デザイン振興部担当者と打合せを行うこととし、その際、受託者はデザイン振興部に日程調整を依頼することとする。なお、打合せに係る費用等は受託者が負担することとする。

10 その他

- ①提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- ②企画提案に関する経費は全額応募者負担とする。
- ③提出期限後における応募書類の再提出、差替えは認めない。
- ④応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面によりデザイン振興部に提出すること。
- ⑤その他、不明な点については、デザイン振興部に照会すること。

11 問い合わせ先

〒915-0096 越前市瓜生町 5-1-1 サンドーム福井 会議管理棟 2F
(公財) ふくい産業支援センター デザイン振興部
担当：藤田
電話 0778-21-3154 FAX 0778-21-3155
Email dcf@fisc.jp